



# 共有すべき事例

疑義照会・処方医への情報提供

## 処方漏れ



### 事例

#### 【事例の詳細】

以前より医療機関Aによる訪問診療を受けている患者が、病状の悪化により医療機関Bに入院した。退院後に初めて医療機関Aの処方箋を応需した薬剤師は、これまで処方されていたイグザレルト錠15mgの記載がないことに気付いた。薬剤師は、患者から受け取った医療機関Bからの薬剤管理情報提供書やお薬手帳を確認し、退院後にイグザレルト錠15mgが中止となる可能性は低いと考えた。医療機関Aに問い合わせたところ、医療機関Bから医療機関Aへ提供された診療情報提供書にはイグザレルト錠15mgの記載がなかったことがわかった。医療機関Aが医療機関Bに問い合わせを行った結果、診療情報提供書の記載漏れが判明し、イグザレルト錠15mgが追加になった。

#### 【推定される要因】

薬局で受け取った医療機関Bの薬剤管理情報提供書に誤りはなかったが、医療機関Bから医療機関Aへ提供された診療情報提供書に誤りがあった。医療機関Bに入院している間に多くの薬剤が変更になったため、診療情報提供書の記載が漏れた可能性がある。

#### 【薬局での取り組み】

退院後や転院後の処方箋を応需した際は、入院前や入院中・退院時の処方内容の確認を念入りに行う。変更があった場合は患者や家族から状況を聴取し、変更の理由が不明な場合は処方医に問い合わせを行う。



### 事例のポイント

- 本事例は、薬剤を処方する医療機関が変更になった際、薬局が入手した情報をもとに処方監査を行い、処方漏れに気付いた好事例である。
- 医療機関が変更になった時は、処方漏れが起きる可能性を考慮し、医療機関からの情報提供書やお薬手帳、患者から聴取した情報と処方内容を照らし合わせ、齟齬がないか確認することが重要である。
- 入院した医療機関と退院後に処方を行う医療機関が異なる場合は、医療機関間の情報伝達に間違いが生じる可能性も考慮し、入院前や入院中・退院時の処方内容を確認する必要がある。処方内容に疑義がある際に処方元の医療機関へ疑義照会を行っても疑義が解消されない場合は、紹介元の医療機関へ問い合わせを行うことが望ましい。
- 本事業の第28回報告書では、「内服薬の処方漏れに関する事例」について分析を行った。処方医・医療機関の変更時や残薬調整後の処方時、薬剤変更時などに発生した主な事例を紹介している。

[https://www.yakkyoku-hiyari.jcqhcc.or.jp/pdf/report\\_2022\\_2\\_T002.pdf](https://www.yakkyoku-hiyari.jcqhcc.or.jp/pdf/report_2022_2_T002.pdf)

